

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 **0120-506154**

(受付時間) 月～金曜日:午前9時～午後6時／土曜日:午前9時～午後5時
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。

インターネット お客様ご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)や契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P11をご確認ください。

ご利用時間 月～土曜日:午前8時～午後11時45分

日曜日:午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。
「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容を
ご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度について
はこちら



生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命的保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命的の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ ~生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって~

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することができます。
- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。**
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店にご確認ください。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命的の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

住友生命的終身保険「ふるはーとJロードⅢ」

しんきん らいふ 終身S

5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24)
5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)



15歳～
90歳^(*)の方が
お申し込みいただける
**一時払
終身保険**
です。

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

- 「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 8」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。

(*)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

一時払終身保険のお申し込みは当金庫へ。

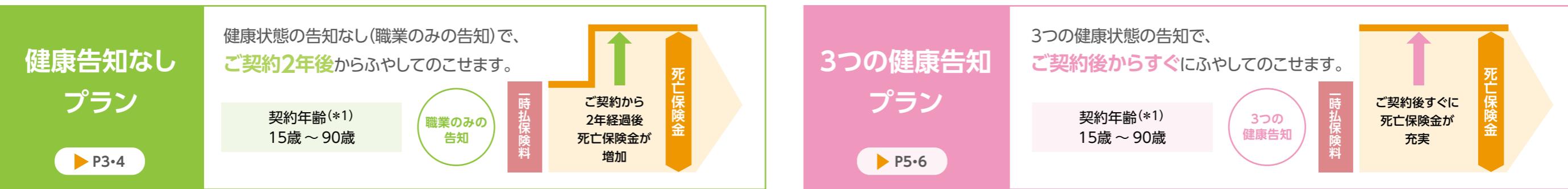
この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

[引受保険会社]

住友生命

● 2つのプランから選べる円建一時払終身保険です。



詳細 保険金額等はプランにより異なります。詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

● のこす・つかう資金をご準備いただけます。

のこせる

のこしたい人にのこせます。

- あらかじめ **指定した受取人** に、のこしたい **金額を指定して** のこせます。
- 原則、遺産分割協議の対象外となり(*2)、**請求手続きから原則5営業日以内にお支払い**(*3)しますので、**スムーズに現金化**できます。

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

! 記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱に関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

**所定の要介護状態になられた場合、
死亡保険金の全部または一部にかえて重度介護 前払保険金を受け取ることもできます。** ※重度介護前払特約を付加した場合

**本商品の
死亡保険金受取人
の指定可能範囲**

※被保険者からみた統柄が「配偶者」または「3親等内の親族」

配偶者	伯父・伯母 叔父・叔母	曾祖父母	曾祖父母
		祖父母	祖父母
		父 母	父 母
配偶者	兄弟姉妹	本人(被保険者)	配偶者
配偶者	甥 姪	子	配偶者
		孫	配偶者
		ひ孫	配偶者

**生命保険金
の相続税非課税枠**

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合

つかえる

将来、お金が必要になったらご自由にお使いいただけ ます。

解約返戻金は、一括で受け取る方法と、必要な金額 を一部解約(減額)して受け取る方法があります。

参照 P17「契約概要 5」の「一部一時金化(減額)」をご確認ください。

ライフプランにあわせ、将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

金利情勢の変動により解約返戻金額が変わることはありません。

(*1)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

(*2)生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。

(*3)完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡保険金などの請求手続きの流れ』をご確認ください。

健康告知なし プラン

健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、
ご契約2年後からふやしてのこせます。

のこす

ご契約から2年間

- 死亡保険金は一時払保険料相当額となります。^(*)1)
- 災害死亡保険金(交通事故などでお亡くなりになった場合)は、基本保険金額となります。

2年経過以後

- 死亡保険金は基本保険金額となり、一時払保険料を上回ります。
- 所定の要介護状態になられた場合、重度介護前払保険金を受け取ることもできます。

※重度介護前払特約を付加した場合

P7・8

つかう

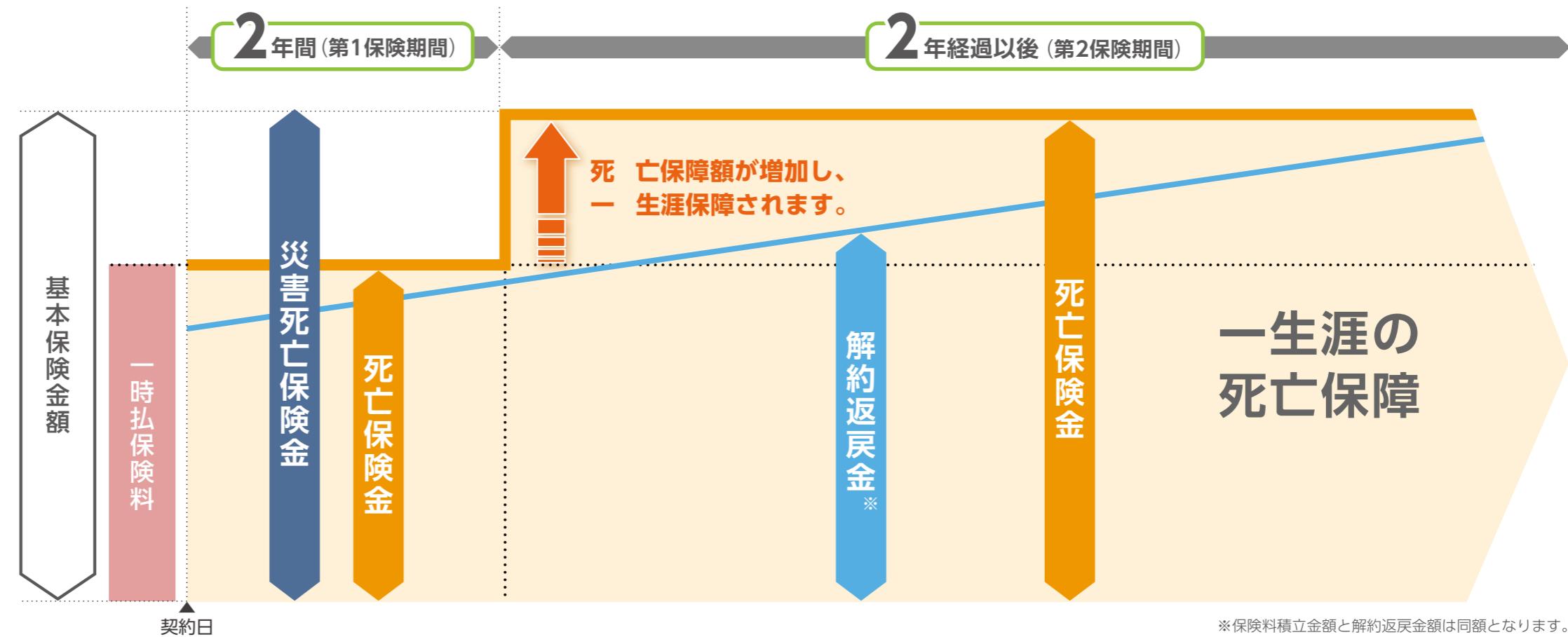
- 解約返戻金は、ご契約時に円建で確定します。
- 解約返戻金は、一定期間後、一時払保険料を上回り、毎年増加していきます。^(*)2)

(*)1)一時払保険料相当額と比較し、保険料積立金相当額が大きい場合は保険料積立金相当額をお支払いします。

(*)2)解約返戻金額は基本保険金額を上限に増加します。

しくみ図(イメージ)

契約年齢
15歳～90歳 ^(*)3)
(*)3)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。
健康告知
なし (職業のみの告知)



基本保険金額

この保険の保険金を支払う際に基準となる保険金額のことをいいます。



ご確認
ください

災害死亡保険金

被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。基本保険金額と同額をお支払いします。

死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます(ただし、災害死亡保険金と重複してはお支払いしません)。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。

3つの健康告知 プラン

3つの健康状態の告知を いただくことで、
ご契約後からすぐに ふやしてのこせます。

のこす

ご契約以後

- 死亡保険金 はご契約当初から一時払保険料を上回ります。
- ご契約から2年経過後、所定の要介護状態になられた場合、重度介護前払保険金を受け取ることもできます。

※重度介護前払特約を付加した場合

▶ P7・8

つかう

- 解約返戻金 は、ご契約時に 円建で確定します。
- 解約返戻金 は、一定期間後、 一時払保険料を上回り、毎年増加していきます。 (*)

(*) 解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増加します。

告知項目は**3つ**。すべて「いいえ」なら、お申し込みいただけます。

1 過去5年以内に、病気で継続して7日以上入院したことがある。 いいえ

2 過去5年以内に、がん^{(*)2}または肝硬変で「医師の診察・検査・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。 いいえ

3 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)をうけたことがある。 いいえ

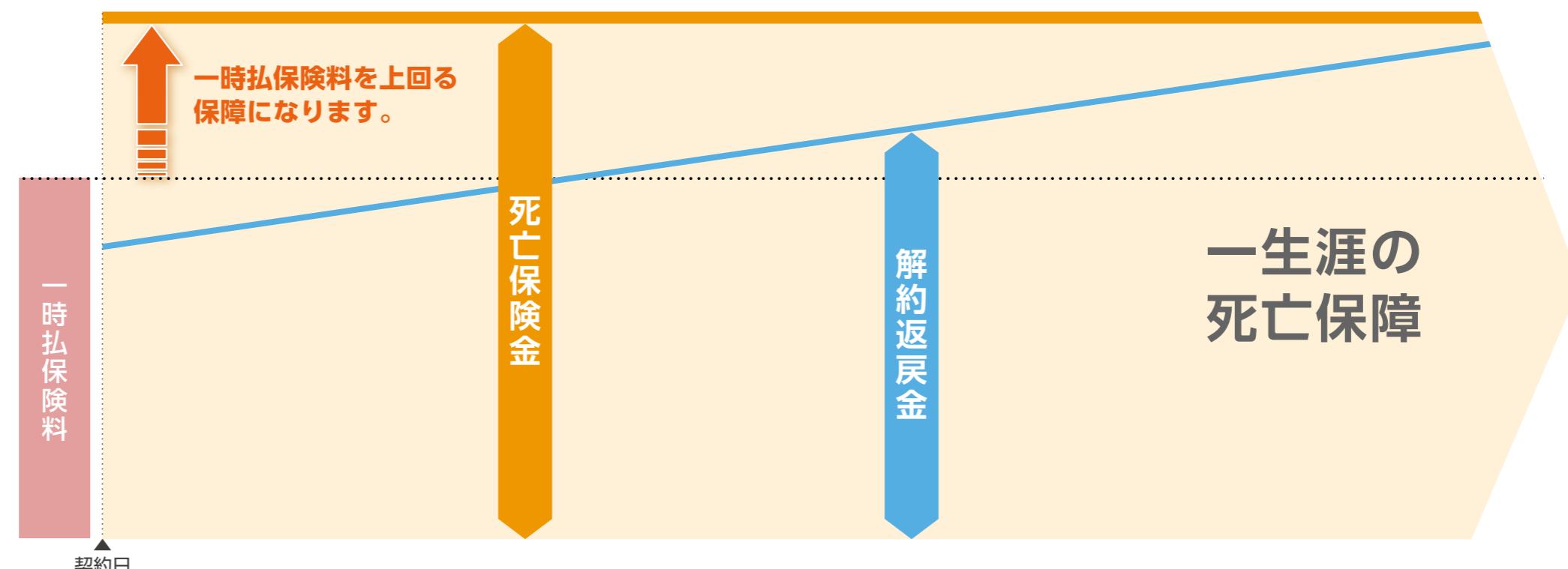
告知項目について、ご不明な点がある場合は、お客様ご自身で右記のフリーダイヤルにてご照会ください。
0120-767225
[受付時間／午前9時～午後5時(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)]

! 告知項目に該当しない場合でも、ご職業などによってはご契約いただけないことがあります。

■ しくみ図(イメージ)

契約年齢
15歳～90歳 <small>(*)3</small>
(*)3) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

健康告知
あり (3つの健康告知)



死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のこと
をいいます。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払い
するお金のことです。

- !**
- 被保険者が高度障害状態になられたときのお支払いはありません。
 - ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。



ご確認
ください

介護

介護に備える特約を付加い ただけます。

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン



重度介護前払特約

- 「重度介護前払特約」を付加すると、
ご契約から2年経過後、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします^(*)1)。

- 「重度介護前払保険金」は、
請求額から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

重度介護前払保険金は非課税^(*)1)でお受け取りいただけます。

特約保険料は無料です。

(*)1) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。
※ご請求額は、被保険者おひとりにつき、住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします。
なお、限度額は将来変更することがあります(2024年4月現在は通算1億円です)。

参照 P17「契約概要 5」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

被保険者代理人が受け取ることもできます

認知症により介護が必要になった場合など、
ご自身による財産管理が難しくなり、介護費用の
引き出し等が困難となる可能性があります。



被保険者代理人があらかじめご指定いただいており、
受取人が保険金を請求する意思表示ができないなどの場合、
被保険者代理人が請求し、受け取ることもできます。

参照 P9・10をご確認ください。

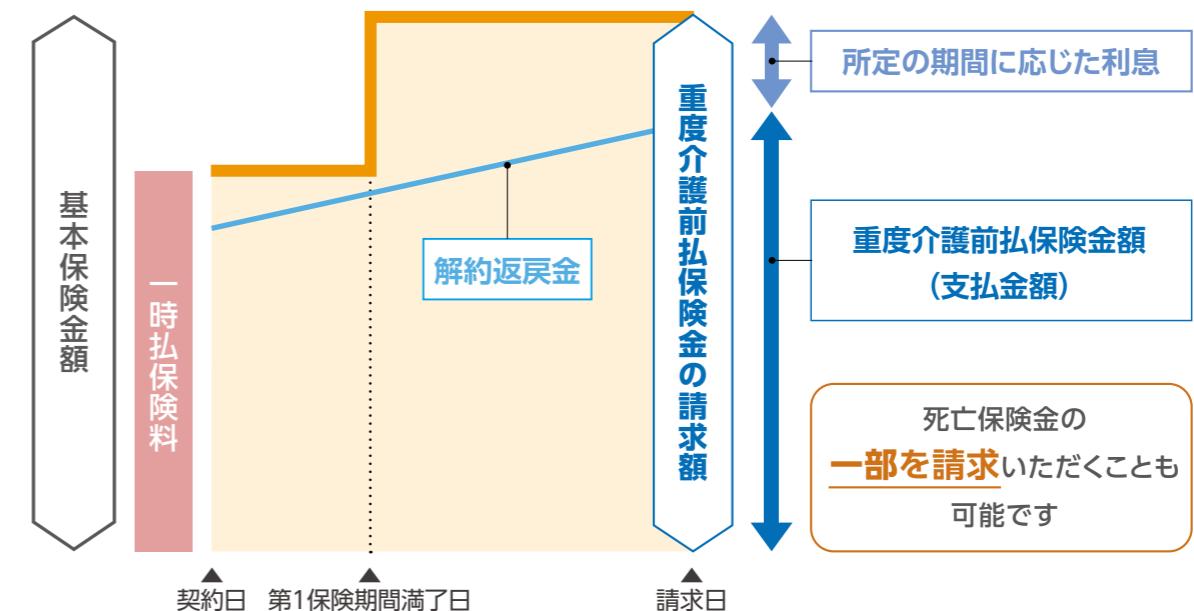
⚠️ 税務にかかる説明は2024年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

■しきみ図(イメージ)

<健康告知なしプラン>に【重度介護前払特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	一時払保険料	予定利率	2年経過以後の死亡保険金額 ^(*)2)
	50歳・女性	10,000,000円	0.90%	12,491,000円

(*)2) 記載の数値は基本保険金額です。



- 70歳または85歳の時に
重度介護前払保険金の請求額として基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢	重度介護前払保険金額(支払金額)	ご参考		
			請求額から差し引かれる所定の期間に応じた利息 ^(*)3)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	請求時の解約返戻金額
50歳	70歳	11,257,959円	1,233,041円	12,491,000円	10,933,372円
	85歳	11,943,769円	547,231円	12,491,000円	11,800,247円

(*)3) 所定の期間に応じた利息は、ご契約に適用される予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。また、重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合でも、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。

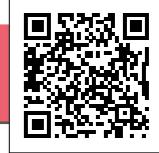
ご契約後の安心サービス

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。

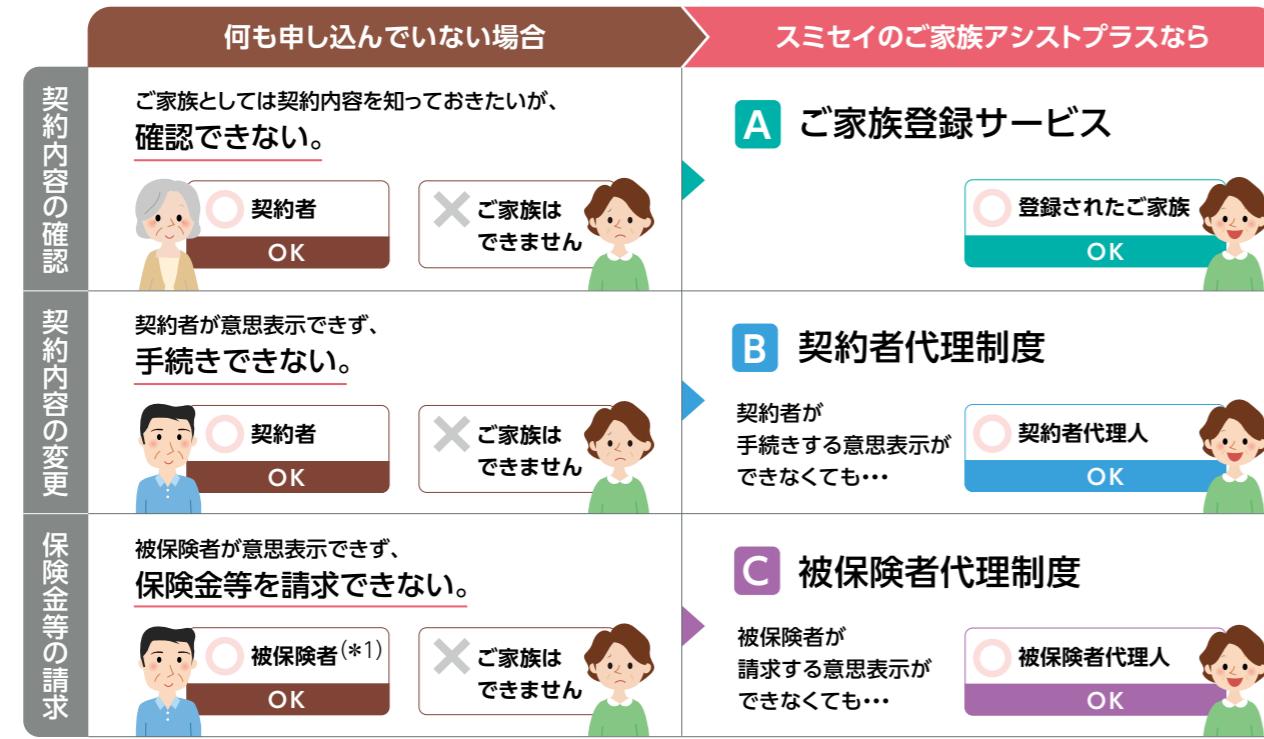
動画視聴はコチラ▶



スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます



(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も契約内容等について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の連絡先を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。



「ご家族登録サービス規約」
はコチラ

ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ①各サービス・制度に登録し、手続き完了後に利用できること
- ②ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること
(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が住友生命所定のお手続きを行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です^{(*)2}。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。
そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただきます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例^{(*)3}

- 住所変更
- 基本保険金額等の減額
- 解約

対象外となるお手続き

- 保険金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3) 契約者と受取人が同一の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる重度介護前払保険金等について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が重度介護前払保険金等のご請求をすることができます。
- 重度介護前払保険金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です^{(*)4}。



(*4) 被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。
そのため、被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者のためにご使用いただきます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

参照 P17・18「契約概要 5」をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

健康告知なしプラン

3つの健康告知プラン

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スミセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更、即日解約サービス^(*)の利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きが可能です。



^(*)インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金(3000万円以下)をご指定の口座に送金します。なお利用にあたり「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」を事前にご提出いただく必要があります。

〈即日解約サービスのご利用可能時間〉

インターネット : (平日) 午前11時～午後11時45分
電話(0120-506154) : (平日) 午前11時～午後6時

生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除証明書の電子発行

電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。



マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
 - ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
 - ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。
- *ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。



税務のお取扱い

記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

ご契約時のお取扱い

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

(災害)死亡保険金を受け取った場合のお取扱い

(災害)死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税 ^(*1)
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得 ^(*2)) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得^(*2)) + 住民税が課税されます。

^(*1) (災害)死亡保険金には、相続税非課税枠(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数)があります。

^(*2) 一時所得の課税対象額 = {(収入[解約返戻金額または(災害)死亡保険金額] - 必要経費[一時払保険料]) - 特別控除} × 1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

- 「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

- 「契約概要」では、それぞれのプランのみが該当するご説明箇所には **健康告知なしプラン**、**3つの健康告知プラン** と記載し、記載がない箇所は共通する内容です。

約款名称	プラン名
5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24)	健康告知なしプラン
5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)	3つの健康告知プラン

→ 1 引受保険会社について

■引受保険会社 **住友生命保険相互会社**

■住 所 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電 話 ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎ 0120-506154

参照 P26「注意喚起情報 12」をご確認ください。

■ホーメルページ [住友生命](https://www.sumitomolife.co.jp)

→ 2 商品の特徴について

■「ふるはーとJロードⅢ」は、「5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24)」「5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)」の愛称です。

■この商品は、一生涯の死亡保障を確保できる**生命保険**です。

■ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。そのため、**お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時に適用される予定利率は、お申込み時にご案内した予定利率と変わることがあります。この場合、保険金額、解約返戻金額等も変わります。**また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

●予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたって前提となる利率です。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

■重度介護前払特約を付加することで、ご契約から2年経過後、請求日時点での被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。

参照 P17「契約概要 5」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

健康告知なしプラン

■第1保険期間(ご契約当初2年間)の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間(ご契約から2年経過以後)の死亡保険金額を大きくしています。

参照 しきみ図(イメージ)についてはP3・4をご確認ください。

3つの健康告知プラン

■死亡保険金額は、ご契約当初から一時払保険料を上回ります。

参照 しきみ図(イメージ)についてはP5・6をご確認ください。

→ 3 | 保障内容について

プラン名		健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン
死亡保険金	お支払理由 ^{(*)1}	被保険者が死亡されたとき	
	お支払金額	第1保険期間中：一時払保険料相当額または保険料積立金相当額のいずれか大きい金額 第2保険期間中：基本保険金額	死亡保険金額
	受取人	死亡保険金受取人	
災害死亡保険金	お支払理由	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^{(*)2} を直接の原因として死亡されたとき	—
	お支払金額	基本保険金額	—
	受取人	死亡保険金受取人	—

(*)1) <健康告知なしプラン>の場合は、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

(*)2) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

【詳細】「ご契約のしおり一定款・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。

■この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- 告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- 死亡保険金受取人の故意による場合
- 責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

【詳細】P25「注意喚起情報 8」および「ご契約のしおり一定款・約款」の
『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

【詳細】死亡保険金額等の詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 4 | ご契約の諸基準について

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン
契約年齢 ^{(*)1}	15歳～90歳 ^{(*)2}	
取扱単位	保険金建て:万円単位 保険料建て:万円単位	
最低一時払保険料	100万円	
最高保険金額 ^{(*)3) (*4)}	被保険者の契約年齢 15歳～59歳 60歳～69歳 70歳～90歳 保険金額 10億円 14億円 18億円	
告知書扱 加入限度額 ^(*)3)	—	上記の最高保険金額の範囲内かつ {(保険金額)-(一時払保険料)}が下記の範囲内 であることが必要です。 契約年齢 (保険金額)-(一時払保険料) 15歳～39歳 3000万円 40歳～49歳 2000万円 50歳～90歳 1200万円
保険料払込方法	一時払いのみ	
告知	職業のみの告知	3つの健康告知(職業告知あり)
保険期間	終身	

(*)1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

(*)2) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

(*)3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

(*)4) <健康告知なしプラン>の場合は、基本保険金額で判定します。

【参照】3つの健康告知についてはP5・6をご確認ください。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。

一時払保険料／保険金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

→ 5 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

重度介護前払特約	<ul style="list-style-type: none"> ご契約から2年経過後、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。 重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。 重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。 被保険者おひとりにつき、ご請求額は住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします。(*1) 重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの死亡保険金額または基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 <p>※記載の内容は、2024年4月現在の公的介護保険制度によるものです。 今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。</p>
一部一時金化(減額)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の場合の保障を一部一時金化(減額)することができます。 一部一時金化(減額)を行った場合は、一部一時金化(減額)部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金をお支払いします。 ご契約から一定期間は、受取額が減額部分に対する保険料相当額を下回ることがあります。 一部一時金化(減額)後の死亡保険金額または基本保険金額が所定の金額に満たない場合はお取り扱いできません。

(*1) 限度額は将来変更することがあります(2024年4月現在は通算1億円です)。

スミセイのご家族アシストプラス	
ご家族登録サービス	<ul style="list-style-type: none"> 契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*2)は照会できません。 登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 <p>詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。</p>
保険契約者代理特約	<ul style="list-style-type: none"> 契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*3) <p>ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> • 保険金等の受取人の変更 • 契約者の変更 • 契約者代理人の変更 </div> <p>契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※保険金等の請求手続きには同意は不要です。</p> <p>契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。</p> <p>詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>
被保険者代理特約	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が受取人となる下記の保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> • 重度介護前払保険金(*4) • 配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ) <p>詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>

(*2) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

(*4) 重度介護前払特約を付加された場合。

→ 6 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剩余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。

→ 7 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
 - ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります。
- 詳細** 解約返戻金額等の詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 8 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいい、この保険は責任開始日と同じ日となります。責任開始日は、保険契約上の保障が開始された日です。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金などをお支払いできない場合(P25 **8**)など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P23 **5**)
- 「注意喚起情報」では、それぞれのプランのみが該当するご説明箇所には**健康告知なしプラン**、**3つの健康告知プラン**と記載し、記載がない箇所は共通する内容です。

約款名称	プラン名
5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)(24)	健康告知なしプラン
5年ごと利差配当付新終身保険(一時払い)(24)	3つの健康告知プラン

<p>→1</p> <p>申込み時(クーリング・オフ制度)</p> <p>申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(*)によりクーリング・オフができます。</p> <p>・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。</p>
--

<p>申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日</p>											
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日～	
<p>← クーリング・オフ可能期間 →</p>											

(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必 要 事 項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

[専用フォーム]<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

<p>→2</p> <p>申込み時(告知等)</p> <p>過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)ください。</p>
--

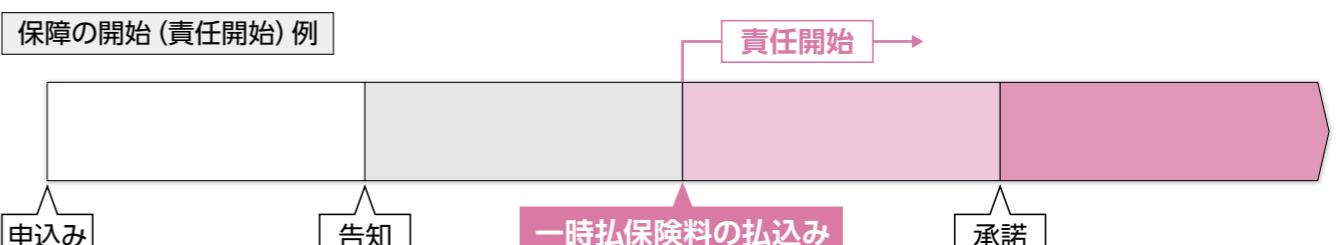
- 契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。
告知書(*)などに記入したことが告知となります。
- (*)電磁的方法によりお申込み手続きいただく場合は告知画面
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知を受ける権限がないため、口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、契約を解除することができます(告知義務違反による解除)。
- 契約を解除した場合には、たとえ保険金などの支払理由が発生していても、お支払いできないことがあります。
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、保険金などを支払いできないことがあります。
- 被保険者が病院等の医療機関に入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、申込みをお断りさせていただきます。
※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『健康状態・職業などの告知』をご確認ください。

<p>→3</p> <p>申込み時・請求時(確認訪問)</p> <p>申込内容などの確認のために訪問することがあります。</p>
--

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

<p>→4</p> <p>申込み時(保障の開始)</p> <p>住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、一時払保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。</p>
--



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

→5 現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

●現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。

●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。

●本商品(新たな契約)の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。

そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります。**

また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**

参照 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P22「注意喚起情報 2」をご確認ください。

●現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。

なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることがあります。**

●本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。

●解約・減額された契約を元に戻すことはできません。

●現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

契約後(解約と解約返戻金)

→6 契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、
契約後一定期間、一時払保険料を下回ります。

●払込保険料は預金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、契約後一定期間、一時払保険料を下回ります。**また、同様に、保険金を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する一時払保険料相当額を下回ります。**

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

→7 スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、**制度の内容について十分にご確認ください。**

●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加していただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額等の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**

・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)。**

(*) 保険金等の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。

●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

●契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

→8 請求時(お支払いできない例)

保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

- 保険金などをお支払いできない場合の例
- 告知内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除された場合
 - 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合
 - 詐欺により契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
 - 保険金などの免責事由に該当した場合
(例:責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

健康告知なしプラン

●責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合
・災害死亡保険金は支払いませんが、死亡保険金を支払います。

→9 請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金などをお支払いします。
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 ◀・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の「特徴としくみ」「死亡保険金などのご請求手続きの流れ」をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の「受取人・住所などの変更手続き」をご確認ください。

→10 諸制度(相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

→11 諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合には、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

→12 生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、
住友生命のお問合せ窓口および
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)
・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主な サービス内容	●契約内容に関するご照会	●苦情・相談受付
	●各種手続き方法に関するご案内(*)	等
	(*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等	

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- Web** ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただけます。または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。